

平成29年第4回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成29年12月 7日 午前10：00

○散 会 午後 2：31

○出席議員（19名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
5 番 澤 井 昭二郎	6 番 伊 藤 榮 悦	7 番 佐 藤 敏 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理 恵子	13 番 鈴 木 壮 二
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌 次郎
20 番 藤 原 幸 雄		

○欠席議員（1名）

4 番 小 林 悟

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	総 務 部 長 栗 山 隆 昌
市民福祉部長 藤 原 久 基	福祉事務所長 伊 藤 巧
産業建設部長 菅 原 靖 仁	水道局長 村 山 久 尚
教 育 部 長 菅 原 剛	農業委員会事務局長 佐々木 雅 輝
選挙管理委員会・監査委員事務局長 児 玉 正 生	総 務 課 長 米 谷 裕 二
企画政策課長 千 葉 秀 樹	財 政 課 長 伊 藤 貢
市 民 課 長 菅 生 恵 子	長寿社会課長 仲 山 和 法
健康推進課長 渋 谷 豊	産 業 課 長 櫻 庭 春 樹
都市建設課長 石 川 学	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博 議会事務局次長 伊 藤 国 栄



平成29年第4回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成29年12月 7日（2日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問



午前10時00分 開会

○議長（藤原幸雄） おはようございます。傍聴者の皆さん、早朝より誠にご苦勞様でございました。潟上市議会始まって以来の多くの傍聴者だと思います。本当にありがとうございました。

ただいまの出席議員は18名であります。

なお、4番小林 悟議員及び18番菅原久和議員から欠席の届出がありますので、ご報告を致します。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（藤原幸雄） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席で行います。

本日の発言の順序は、7番佐藤敏雄議員、14番佐藤義久議員、9番西村 武議員、3番佐々木嘉一議員の順序に行います。

7番佐藤敏雄議員の発言を許します。7番佐藤敏雄議員。

○7番（佐藤敏雄） おはようございます。7番佐藤敏雄でございます。傍聴者の皆様、寒い中、朝早くから大変にご苦勞様でございます。

このたびの12月定例会におきまして、諸先輩議員の皆様の理解を賜り、一般質問の機会を得ましたことに厚く御礼を申し上げますとともに、ご答弁いただく藤原市長はじめ職員の皆様には、日夜の奮闘に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今年もいよいよ終盤に近づいてまいりましたが、質問する前に日頃感じている点を1点述べさせていただきたいと思っております。

申すまでもなく諸外国を見ましても、また、安心・安全の国といわれた日本におきましても、あまりにも人命軽視にかかわる事件や問題が頻繁に起きているのが実態であります。多くの皆様も、この現実の報道に心を痛めているのではないのでしょうか。悲惨な出来事が起きないことを皆様とともに、切に願うものであります。

それでは、通告の要旨に従い質問してまいりますので、宜しくお願い致します。

大きな項目の質問第1点目は、ふるさと納税を活用した雪下ろしについてであります。ふるさと納税制度は、自分が生まれ育った「ふるさと」や、これまで深いかかわりのある地域に、何らかの形で貢献あるいは応援をしたいという思いを生かす寄附金制度であり、居住地以外の自治体に2,000円以上の寄附を行った場合、確定申告により個人の住民税及び所得税が一定額の控除を受けられますことはご存じのとおりであります。

当市における寄附状況については、平成26年は寄附件数26件、寄附総額707万1,000円、平成27年度は寄附件数625件、寄附総額1,722万6,000円、平成28年度は寄附件数820件、寄附総額1,582万8,000円とのことであります。

平成27年4月からは総務省が管轄をしておりますインターネットを活用した『ふるさと納税ポータルサイト』に登録したことにより、寄附件数並びに寄附額が増えた理由の1つではないでしょうか。

また、寄附金の使い道については、「水と緑の環境保全事業」、「子ども育成支援事業」、「郷土文化財保存事業」、「その他、まちづくりに資する事業」であり、平成28年度に寄附金で行った事業としては、「子ども育成支援事業」で159万8,000円を小学校での図書購入費と中学校への防犯カメラの設置に充当。「その他、まちづくりに資する事業」で413万1,000円を男女共同参画宣言都市10周年記念事業開催費用、防犯カメラの設置、食菜館くらは入り口を自動ドア化に充当されたとのことで、市民の皆様におかれましても非常に有効な活用をなされていると私も感じているところでございます。

そこで、先般、秋田さきがけ新聞にも「ふるさと納税を活用した返礼品に『雪下ろし』」との関心を抱く記事が掲載されておりました。これは湯沢市が取り組む施策であります。市協働事業推進課によりますと『雪下ろし』は申し込み1口につき今冬1回、市内の業者が請け負って行い、作業員数は1口の寄附10万円以上で2人、15万円以上で3人とのことであります。寄附希望者は、事前に同課へ連絡をし、家の規模から必要な作業員数を決め、寄附手続を終えると業者は指定された家屋の屋根の積雪状況を定期的に見て雪下ろしを行い、市は雪下ろしを終えた家屋の写真を貼付した実施報告書を寄附した方へ送付するとの内容でありました。

冬期間を迎え、雪下ろし作業は、かなりの労力を費やすことから、体の不自由な方や高齢者の一人暮らしの方には、少なからず関心があるであろう観点から質問を致します。

(1) 家屋屋根の雪下ろしの実態についてお伺い致します。

①近年における体の不自由な方や高齢者の一人暮らしの方からの要請状況はどうか。

②要請に対しての取り組みについてはどうか。

③ふるさと納税を活用しての取り組む考えはないか。

この3点について答弁を求めます。

次に、大きな項目として、暮らしやすい環境整備の対策についてであります。

この道路建設の質問は、私が市議会議員として初当選させていただいた平成26年6月定例議会において一般質問で取り上げ、3年が経過をしました。その間、質問できる立ち位置にありませんでしたので、同じような内容で大変恐縮ではありますが、再度簡潔に質問を致しますので宜しくお願い致します。

申すまでもなく県内的に人口減少が続く中で我が潟上市においては、追分地域の人口は増えている状況であります。

その一因として、当地域は教育環境の整備、福祉施設、医療機関などの充実に伴い、特にここ数年では、以前にも増して住宅分譲開発が著しいものがあり、地理的な利便性が功を奏して居住地の選択に拍車をかけ、秋田市のベッドタウンとして発展していることはご存じのとおりであります。

このような状況から、当地域においては、交通量も非常に多くなり、男鹿街道の渋滞は以前より増しております。

前にも述べましたが、勤労青少年ホーム追分出張所周辺からすぐそばにある国道7号線に抜けるにしても、既存の道路である長沼11号線や長沼4号線、また、長沼3号線は対面通行の側面があることから、利便性が悪く、やむを得ずほかの道路を活用している状況でもあります。

話は変わりますが、今後、私ども行政の課題として、消防車など緊急車両の通行が可能な生活道路の推進が重要になってくると思われれます。

そこで、平成26年6月定例議会においては、勤労青少年ホーム周辺から国道7号線へと2車線で抜けられる道路建設に取り組む考えについての質問と、もう1点は、用地拡幅の難題にこだわらず、ほかの空いている土地に新設道路を建設する考えはないか伺いました。

この2点の質問に対して当局の答弁は、事業の手法や財政措置を検討した上で判断をしていきたい。また、机上のプランを立て、勉強してみる価値があるのではないかと考えていると、前向きな答弁をいただいておりますが、事業の手法や財政措置を検討

した上での判断と、机上のプランを立てた結果はどうであったのか、生活道路整備重要性の観点から質問致します。

(1) 進展状況についてお伺い致します。

①協議状況についてはどうなのか。

②今後の道路建設に取り組む考えはないだろうか。

この2点について見解を求めるものであります。

次に、この劣化ミラー総点検の質問につきましても、平成26年9月定例議会において一般質問で取り上げ、同じような内容にはなりますが、再度質問致しますので宜しくお願い致します。

カーブミラーは、人命第一とする安全運転同様、ドライバーにとりましても安心・安全のためには、なくてはならない必要不可欠なものであることは言うまでもありません。

総じてカーブミラーのことを言うならば、劣化ミラーは安全を妨げるものであります。道路反射鏡として危険性を排除する目的で設置されていることから、今一度、劣化ミラーの総点検を行う必要があるのではないのでしょうか。

平成26年9月定例議会において、1点目として、経過年数による劣化に伴い、見えづらくなる危険性の高い箇所が多くあることから、潟上市全体の総点検を図り、早急な対応について質問を致しました。

2点目としましては、くもり止め機能付きミラーについて伺いました。一般的に「くもらーず」と呼ばれる熱源不要の結露防止・凍結防止反射鏡設置の導入について、当局の答弁は、新規設置、劣化による取り替え時に交通量や現場状況、ほかの種類の防曇ミラーを含めて調査をした上で検討していきますとのことであります。

また、今後の財政状況をにらみながら、カーブミラーについては、ある程度余裕を持った予算も必要ではないかと考えていますと、このように前向きな答弁をいただいております。そこで、安全対策の観点から質問を致します。

(2) 総点検の実態についてお伺い致します。

①劣化による交換は何箇所であったのだろうか。

②熱源不要の「くもらーず」交換への見通しは今後あるのか。

この2点について答弁を求めます。

以上で演壇からの質問を終わります。答弁宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 当局より答弁を求めます。栗山総務部長。



○総務部長（栗山隆昌） それでは、7番佐藤敏雄議員の一般質問の1つ目「ふるさと納税を活用した雪下ろしについて」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目の「近年における身体の不自由な方や高齢者の一人暮らしの方からの要請状況」及び2点目の「要請に対しての取り組み」についてお答え致します。

市では、在宅の一人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的として「軽度生活援助事業」を実施しております。

雪寄せに関しましては、玄関から直近の公道までの通路確保を目的として、社会福祉協議会のシルバー人材センターへ委託して実施しており、平成28年度は延べ220の方が利用しております。

なお、利用料は1時間当たり200円、生活保護世帯は無料となっております。

佐藤議員ご指摘の屋根の雪下ろしに関しては、危険が伴うことからシルバー人材センターでは実施しておりませんが、今までの市の対応としましては、平成18年豪雪の時でございますが、その豪雪時の家屋の倒壊などが想定される場合は、市職員が直接、高齢者世帯に出向き、屋根の雪下ろしを行ったことがございました。

次に、ご質問の3点目「ふるさと納税を活用しての取り組む考え」についてお答え致します。

ご質問にございます湯沢市のふるさと納税の返礼品での雪下ろしは、市外に転出して空き家の管理に困っている方や、高齢の家族を残して市外で暮らす方からの寄附に対する返礼品であります。

湯沢市のように暖冬の年でも必ず屋根の雪下ろしが必要な地域であれば、ある程度のニーズも見込まれますが、本市の場合は屋根の雪下ろしが必要なほどの積雪になるケースが少なく、豪雪時には先ほどお答えしたように市職員で対応したケースもございますが、湯沢市と同様の返礼品は考えていないところでございます。

なお、ふるさと納税に係る返礼品の送付につきましては、今年4月1日付けで総務大臣通知がございました。その基本的な事項は「返礼品の送付を強調してふるさと納税を募集することを慎む」ことであります。

また、返礼品のあり方についても、金銭に類似したもの、例えばプリペイドカードや商品券、電子マネーなどや資産性の高いもの、例えば電気・電子機器、貴金属などとあ

わせ、返礼割合の高いものは送付しないこととされ、寄附金額に対する割合は3割以内と示されております。

さらに、当該地方団体の住民に対する返礼品の送付も禁止され、本市では市民に対する返礼品の送付を取りやめたところでございます。

ふるさと納税は、今は都会に住んでいても自分を育ててくれた「ふるさと」に自分の意思でいくらかでも納税できる制度があっても良いのではないかという考えから創設されたものであります。また、納税と呼ばれてはおりますが、実際には「寄附金」でございます。今年4月の総務大臣通知は、制度本来の趣旨に立ち返り、良識ある対応を求めたものであり、本市では今後も「ふるさとを思う純粋な気持ちを形にする」という制度の趣旨を尊重した形で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） それでは、7番佐藤敏雄議員の一般質問の2つ目「暮らしやすい環境整備の対策について」お答え致します。

（1）進展状況についての①協議状況についてはどうかと②今後の道路建設に取り組む考えはないかについて、合わせてお答え致します。

勤労青少年ホーム周辺から国道7号線へと2車線に抜けられる道路建設につきまして、平成26年6月定例会の一般質問でお答えしたとおり、旧天王町において道路拡幅の計画を進めた経緯がありましたが、関係土地所有者からの賛同が得られず断念した経緯があります。

また、住宅密集地において道路拡幅用地を確保することは、地域全体で問題の把握、事業の必要性の共通認識及び十分な理解度と関係土地所有者全員の用地提供のほか、全面的な協力が不可欠と回答をしております。

合併後の潟上市道路建設の主要事業は、「潟上市幹線道路網計画」に基づく旧町間の連絡機能を充実させた均衡ある将来の交通需要に対応した事業を主に実施しております。

また、国の道路政策は、橋梁等におけるストック効果を高める修繕事業へと移行しております。

協議の状況については、残念ながら以前と変わりありません。概算ではありますが再度事業費を算出したところ、用地買収費・家屋移転補償費・工事費等の多額の費用を伴うとの結果であります。

また、代替等の新規道路についても模索しましたが、勤労青少年ホーム周辺から国道7号線に抜ける新規道路建設は、住宅が密集しており、土地の確保は容易ではありません。このことから道路拡幅及び建設については、費用対効果等の面からも実現性は非常に厳しいと認識しているところであります。

次に、(2)の①「カーブミラーの劣化による交換は何箇所であったか」のご質問につきましては、修繕箇所は平成27年度が21カ所、平成28年度が10カ所、平成29年度は11月末現在5カ所で、27年度以降3カ年では36件となっております。

また、新設につきましては、平成27年度が5カ所、平成28年度が3カ所、平成29年度は11月末現在3カ所で合計11件となっております。

平成26年9月議会での答弁のとおり、維持管理及び点検については、現場巡視と地域の交通安全協会や自治会等の協力体制のもと、現状を把握し、破損や経年劣化により見えにくいカーブミラーがあった場合は、随時角度の調整、修繕、更新をしております。

②の「曇りを防ぐカーブミラー交換への見通し」については、従来の製品よりも価格が約3倍と高価であるため導入が難しく、従来のもので対応しております。事故の多い交差点での一時停止や徐行については、特に注意して安全運転に努めていただくよう、今後も関係機関と連携し、交通事故防止に取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 7番、再質問ありませんか。7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） 答弁ありがとうございます。

ふるさと納税のことについて、再質問をまずはさせていただきます。

今現在、その導入についての考えはないという、厳しいということでありましたが、確かに横手、それから湯沢地域、豪雪地帯でございます。豪雪地帯だからこのような導入のことになっているかなとは思いますが、潟上市も少なからず豪雪地帯にはないにせよ、平成18年の12月に降ったあのドカ雪ですね。あのような形で突然降ることも今後予想されます。ですので、高齢の方の一人暮らしの方や、それから障がいを持つ方いるわけでございますけれども、そのような方の軽減対策のための一環としても、ぜひとも私はふるさと納税を活用して、返礼品として充ててはいかがではないかなと思ったわけでありまして。その辺について今一度ちょっとご答弁をいただければなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

私先ほど言いましたとおり、湯沢市の場合、確かに豪雪地帯でございますし、県外に住んでいる家族の方、親戚の方がふるさと納税をすることによって湯沢市に在住の方の一人暮らし及びそういう高齢者の方の屋根の雪下ろしを、最大で10口ですか、そこまで受け付けると湯沢市では言っているわけでございますけれども、今おっしゃっているように潟上市の中には、そういう一人暮らしの方、高齢者世帯というのは、かなりの数あるわけでございます。そして、その中の全体の豪雪時の対応というのは、やはりこの間の18年の豪雪時のようないろいろな対応をしていかなければならないと思います。ですから、ふるさと納税をその一環として捉えるということになりますと、これは、例えばこの潟上市に住んでいる方がふるさと納税をしても、それは対象になりませんよということでございますので、効果は非常に薄いのではないかなと思いますので、ご理解のほどお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） おっしゃるとおりであります。私もまず確認の意味で、先駆けてそういうような潟上市でもやってはどうかなというこの思いで言ったものと、やはり弱者の味方ということで、障がいを持つ方や、それから一人暮らしの方の方に充てては喜ばれるのではないかなという施策の中の一環として私もやってはどうかなと応えたわけでございます。今のような状況で私も理解致しましたので、今後そのような対策、それから、そのような推進の計画ですね、あればぜひともこのような施策を盛り込んでいただければ、潟上市も少しでも良くなっていくのではないかなと思いますので、今後に検討を致します。

1番の質問については以上で終わります。

2番目の暮らしやすい環境整備の対策についてということで、道路の最初、進捗状況についてお伺いしたいと思います。

この平成26年に私も言って、当局の今の答えは、賛同が得られず断念したと。そして、残念ながら現状のまま用地買収は多額の費用を要することから、費用対効果もちょっと望めずということであることで、私もこれは十分理解はできます。

しかしながら、やはり交通渋滞がしている、それから、クレームがある、これは事実であります。地域住民の方からも、よくこの道路は何とかならないものなのか、本当に今言ってもちょっとどうにもならないかもしれないけれども、やはり新体制にもなり、

その点について協議をしていけば、何とか一步でも二歩でも近づけるのではないかなという要望が多いものでしたので、ぜひとも私もその皆様の意見をお伝えしなければいけない立場にあるものですから質問をあえてさせていただきました。

そしてまた、議員としても、なって質問をして、そのままでは議員として何の意味もないと思います。やはり質問した以上は、どこまでも追求していくというのが議員のスタイルであると思うわけであります。厳しいというのは十分ご存じではありますが、地域住民の声が多いことから、ぜひとも前進性のあるご答弁、再答弁いただければありがたいのですが、その辺について今一度再答弁をお願いします。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 7番佐藤議員の再質問にお答え致します。

先ほどから説明しておりますが、やはり多額の費用がかかるものですから、市単独費では到底できません。であるため、国や県などの補助金を活用することになります。であります。国の政策としましては、既存道路や橋梁の補修、維持管理事業であります。そちらの方へ補助金が多くつくように移行してきておりますので、なかなか予算がつきにくい状況となっております。そのかわりと言ってはなんですが、やはり交通弱者に対応して、今後、潟上市の道路整備については、狹隘道路の対策、歩道等の設置による最小限の拡幅、局所的に交差点を設けるなど、今後は実現性のあるものを計画していかなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） 再答弁ありがとうございます。

予算がつきにくいと、最小限の拡幅にやっていくということで、私もまずそこは十分厳しい現状の中では理解はできます。今一度言うならば、今後、段階的にやはり精査を、もう一度、今一度して、私、冒頭の質問でもありましたが、安心・安全を第一とした緊急時に対応できる体制づくりを図っていただきたいと私は思っております。この周辺の道路に関しましては、本当に先ほども述べましたが、長年の懸案事項でもありますことから、地域住民の皆様の期待も大きいことから、新体制の、先ほどもおっしゃいましたが、もとの、ぜひとも実現していただきたい思いであります。

大変恐縮ではありますけれども、このことについて藤原市長の見解を求めたいと思いますが、いかがなものでしょうか。お願い致します。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 再質問にお答え致します。

確かに厳しい現状であるということは、議員も、それから当局も共有しているものと考えております。但し、そうかと言って議員のご指摘のとおり、こういったものをあきらめずに我々当局に問題提起をしていただくというのは、当局としてももう一度そこを考えてみようというきっかけになったり、あるいは新たな状況が、ひょっとすれば国や県に生まれている可能性もあるということで、ご指摘いただくことに関しては私はとても大切なことであろうと考えております。ただ、現状はそのようなことにあります。さらには、行政だけではなくて地元住民の方々のご理解を賜らないと、何とも前にも行かないということで、旧天王町時代においても断念している経緯があるということですから、かなりの難しさにあるということでもあります。ただ、我々としても決してあきらめているものでもなく、現状を住民の方々がそのようなご要望を持っているということは十分認識しているものでありますので、そういったことで今後ともそういった状況の節目、あるいは国からの情報収集に努めて、この件についてはタイミングと、それから住民の方々の理解が合えば、そのようなことも考えていくことはやぶさかではないということでもあります。

それから、先ほどのふるさと納税の話私なりにちょっと申し上げておきます。

ああいう湯沢市のような企画というのは、一つの大切な手法であろうとは考えていますが、ただ、ふるさと納税というものの制度の原点に立ったときにどうかということをもまず考えねばならないというのが私の第1点目。

それから第2点目で、豪雪に遭った場合にどうするかという場合は、これはもう行政が責任を持って住民の生命、安心を守っていかなければならないわけで、ふるさと納税云々の話ではなくなるわけです。そして、豪雪というのは、我々が予測しようもないときにやってくるということですから、なかなかそのふるさと納税になじむかということも、お互いに考えていかなければならないのではないかと思います。ただ、そういったいろいろな見地から、いろいろなアイデアを出していくということは、とても大切なことですので、今後ともそのようなアイデアがありましたら賜るようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） 藤原市長、答弁ありがとうございます。

本当に前向きにちょっと言っていたらと私も解釈しておりますので、今後ぜひとも前進性、一步でも二歩でも進んでいただければありがたいと思います。

それから、先ほどの産業建設部長のご答弁にありましたけれども、道路について、タイミングと、やはり住民の皆様の理解がなければ先に進まざるを得ないということでありましたので、こちらについても十分私も重々理解しておりますので、本当に協議していただいて、本当にタイミングを見て、もしそのようなタイミングでやっていけるようなことがあれば、ぜひともこれは実現に近づけていただきたいなと思っております。

この道路のことについての質問を終わります。

それでは、(2)の劣化ミラー、カーブミラーの総点検のことについて移ります。

先ほどこちらでも産業建設部長のご答弁ありましたとおり、地域の交通の状態や現状を把握して随時対応は行っているとの答弁でありました。

しかしながら、私、バーっと潟上市内、前回の3年前に要望があって一般質問をし、そして要望があった地域住民の方、周辺のとことか出向いて、ちょっと確認をしているわけでありまして、いちいちチェックはしているわけではありませんけれども、やはり気になる劣化した箇所が幾つかありまして、これは昭和何年と書かれて、なぜこんなに古く、そして機能は発揮するだろうかと思えるような劣化ミラーがちょっと立っているわけでありまして、そういう箇所については、即座にやはり対応していくべきであると思っておりますし、これが交通事故、そして死亡とかにつながれば、取り返しのつかない事態になるのではないかと感じております。やはり事態が起こってからでは、これは遅いと思うんです。そういった意味では、起こる前に早急に今一度対応をしていただいて、総点検とは言わないにしても、そういう劣化のその危険性がある箇所、そこについては市職員の皆様、大変ご難儀かけますけれども出向いていただいてチェックをする必要性があるのではないかと、そのように思いますので、その辺についてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） ただいまの7番佐藤議員のご質問についてお答えを致します。

本市においては、先ほどの答弁にありましたように、劣化については点検をしているつもりでございます。ですが、議員がおっしゃるように見落とししている部分ということもあると思いますので、今後はさらに点検を強化して充実を図りたいと考えてござい

す。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） ご答弁ありがとうございます。

十分点検はしているのご答弁にありました。見落とししている場合もあるとは、そのとおりであると思うんですけれども、やはり地域住民がこのように言うということは、相当私は、断定はできませんが見落とししている箇所があるのではないかなと思っております。12月にもなりまして、冬将軍がやってまいりまして、そして雪が今これから降るわけでありまして、劣化ミラーとして、機能が発揮しないミラーをつけていても、その財産は、財政の状況は確かに把握できています。大変なこととはわかっていますけれども、危険とその財政の大変というのは、これは別物であると思います。やはり人命のためには、率先して付けていかなければ、何を削ってでも付けていかなければならないのではないかなど、先ほどもおっしゃいましたけれども、事故が起こってからでは、これは遅いんです。その辺について私は率先して、もう今、冬始まります。これから事故もなったら大変なことになると思いますので私は申しているわけでありまして、そして住民の方からもそのような声があるということは、やはりそのような思いを持っている住民の方がいるということでもあります。ですので、その代弁者として私は一人の議員として、このことについて再質問させていただきました。今後、十分点検を行った上で、ぜひともここについては実現して、今一度やっていただきたいなと思っております。

これについての質問は終わりますが、次の②の「くもらーず」の防曇防止のミラーの導入についてのことについて移りたいと思います。

こちらのミラーは、私も3年前に一般質問でも取り上げましたが、確かに高価な、今の普通のミラーよりも先ほどの答弁では3倍以上の値段がかかるとおっしゃられました。今現在、潟上市全般についている、私調べたところ800基近くのカーブミラーがあるわけでございますけれども、防曇措置のミラーは全くないわけでありまして。これは十分私も財政との相談をしながらですから、いいとは思いますが、ですけれども、普通のミラーで対応できれば何も問題はないわけでありましてけれども、やはりいくら豪雪地帯でないと言っても潟上市は雪が降る場所でありまして。霜も下りますし、ミラーも冬になれば全然機能を発していない箇所が、これいくつもあります。やはり古ければ古いほど曇って、むしろカーブミラーを付けている方が危険ではないかと思うような箇所もあるわけでありまして。こういうところにぜひとも、全部ではありません。1つでも2つでも試験



的にこの「くもらーず」、もしくは「くもらーず」に対応するような防曇ミラーを設置しまして、そして試験的にやってみてはどうかと思うわけでありまして、この辺について前向きな答弁をいただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

先ほどの答弁にもありましたが、従来の製品と比較して曇りにくいカーブミラーへの価格は約3倍であるとの説明がございましたが、これは反射鏡部分だけについてのものがございます。潟上市には電柱に取り付けたものが約3分の1、ポールに取り付けたものが約3分の2でございます。この曇りにくい反射鏡につきましては、重量がかさむため基礎工事、ポール等の交換も必要となりますので、それを含めると8倍、9倍という高価格になることから設置が進まない現状でございます。

ご指摘をいただきましたカーブミラーの試験的な設置ということに関しましては、今後検討をしてまいりたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） ただいまは前向きに検討していきたいとのことでありましたが、このミラーの「くもらーず」、調べたということで実際的に防曇ミラーについてのことについては、ちょっと調べてみたものではないでしょうか。その辺について、ちょっと簡単な質問ではございますけれども、お願いします。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 再質問にお答えを致します。

防曇ミラーについても同様に調べてございます。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） ありがとうございます。この防曇ミラーに関しましては、あれですね、JR、鉄道でよく多く使われている実態があります。ですので、間違いないと断言はできませんが、やはり多くの人命を乗せている鉄道で導入されているということでもありますので、本当に運転する我々にとりまして、各箇所本当に付けていただきまして、先ほど言ったとおり全部ではありません。本当に劣化した部分、田んぼのところとか、ちょっと曇りやすいところとか、そういうところはぜひとも取り替えていただいて、あとは交通量の多い場所です。事故が起こりやすい場所とかは、これはやる価値があると思います。やはり、ああ、これが新しいミラーを設置していただいたんだなど、これ

は、なぜ私はこの「くもらーず」にこだわるかと言いますと、熱源がやはり不要なわけです。そしてエコロジーであります。メンテナンスもないと書かれておりました。ですので、設置するときは確かに金額、かさばるかもしれませんが、長い目、5年後、10年後、そしてまたさらにその後を見ていくと、やはりこれは効果があるのではないかなど私は思うわけでありますので、ぜひともやはりちょっと導入していただきたいと。確かにわかります、高いのはわかりますけれども、財政も厳しいというのはわかりますけれども、あくまでも試験的にまずやってみて、そして当局の皆様、そして市民の皆様からのアンケートなり声をいただいて、そういうような取り組みをしてはどうかなどというつもりで言いました。この点について今一度ご答弁を最後いただきたいと思いますが、お願い致します。

○議長（藤原幸雄） 藤原市民福祉部長。

○市民福祉部長（藤原久基） 先ほどの答弁と重複致しますが、交通量が多い交差点等におきましては、試験的に設置することを検討したいと考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 7番佐藤議員。

○7番（佐藤敏雄） 前進性のある答弁、ありがとうございました。

以上をもちまして、私も理解しましたので質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって7番佐藤敏雄議員の質問を終わります。

次に、14番佐藤義久議員の発言を許します。14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 改めまして、皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝からご苦労様でございます。

私の一般質問、通告をくくりにして3つであります。通告順に従って質問させていただきますので、宜しくご答弁の方お願い致します。

はじめに、潟上市内のランド・デザインをどう描き出しているかについてであります。

質問の1点目、藤原市長が就任して9カ月、潟上の将来像をどのように描き、創り上げるとお考えか、まずもって第1点目にお伺い致します。

市長のランド・デザインは、どのように描いていますか。また、まちづくりの根幹の一つになる街路計画を、地図に記して都市計画道路として公表することは考えていますか。

2つ目は、街路計画、その公表の時期についてであります。

次に、一時、防災避難道路の必要性が市民の間に唱えられていましたが「災害は忘れたころに」の格言にあるように、これまで当局からは示されておりません。他県を研修したところでは、ワークショップで地域ごとに避難経路を住民主体で行っていると伺ってきました。地震発生時には、八郎湖の堤防が75%崩壊するとも伺っています。干拓以前は、塩口、羽立、野村、新関、古川、下町など、もっとも昔は家の近くに潟がありましたから、当然のように回想し、年を重ねるごとに避難場所を近くに確保したいとの意向でもありました。そこで3つ目は、各集落に安全・安心の避難場所の確保は考えていますか。

4つ目は、防災道路の計画については、いかがでしょうか。

大きな2番目の大久保駅・二田駅の西口設置について伺います。

大久保駅・二田駅の西乗降口の必要性は言うまでもなく、大久保駅西口は、ローズタウンの団地形成時に中央に20m幅員の道路を築造、駅側両端に各10台くらいの駐車場が完備されています。以前にも、当局に申し上げていますが、3番線のレール・架線も撤去、J R東日本は用地売却の意向であったとも伺いました。二田駅も団地形成しても、いまだ西口適切地は、販売価格280万円の用地、2区画が未処分です。ある点、J R東日本のご配慮とも考えられます。まちづくり計画に両駅とも活用してはいかがでしょうか。念のため、前任者の答弁を引用することなく、藤原市長の計画や構想でご答弁願いたいものであります。

ここで1つ目、購入して活用の計画は。また、西乗降口の設置については、いかがお考えでしょうか。

大きな3番目、財産管理について、お伺い致します。

昨年12月の一般質問で、財産規則第30条に反しているのご指摘してあります。公有財産台帳の整理、その規定を順守し、適正にされていますでしょうか。いまだ報告がありません。12年間、軽視し、放置されていたかもしれません。法に従い、速やかに整えるべきであります。ややもすると職員個人が法や条例を誤った解釈されていては困ります。この点にも十分配慮が必要と考えられます。

公有財産台帳の整理状況について、再度お伺いするものであります。

以上、壇上からの質問と致します。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） 佐藤義久議員のご質問の1点目の「市長は、ランド・デザインをどのように描くか」と、本市のということだと私は解釈してお答えしたいと思います。

そもそもランド・デザインとは、日本語では、全体構想という意味でありまして、全体を長期的かつ総合的に見渡した構想のことで、長期間にわたり遂行される大規模な計画を意味しています。このような意味と解釈すれば、まさに我が市のランド・デザインは、潟上市の現在のランド・デザインは、第2次潟上市総合計画にほかなりません。

第2次潟上市総合計画は、その中にも書かれているとおり、市の最上位計画であり、本市の行政運営の指針でもございます。つまり、氏がおっしゃっているランド・デザインというのは、私自身もこの第2次総合計画をランド・デザインをとらえ、これを着実に遂行していくのが私の任務であろうと考えてございますし、その中にもあるとおり、ご質問がありました市の将来像は、これは議員の皆様にも共有されていると存じますが、「みんなで創るしあわせ実感都市 潟上 ～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」これが我々の目指すべき将来像であろうと考えてございます。

言うまでもなく、第2次潟上市総合計画は、議員の皆様にもご議論いただき、議会でも議決いただいたものということで、行政の継続性・継承性という意味から、私はこの第2次潟上市総合計画を着実に実行していく、それも議会の皆様や市民の皆様と対話と交流を重ねて、そして行政、市議会、そして市民の方々と「チームかたがみ」を形成して着実に形成していくことが最も重要であろうと考えてございます。

それ以外の質問については、担当部長より答弁させます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 次に、ご質問の2点目「街路計画、その公表時期について」にお答え致します。

街路整備計画につきましては、潟上市総合発展計画後期計画の中で「道路ネットワークの確立」、「幹線道路・生活道路の整備」に基づき、新規3路線・拡幅10路線の合わせて13路線からなる「潟上市幹線道路網整備計画」を策定し、議会議員の皆様には平成25年6月の定例会で図面を示し、同年7月25日の全員協議会で内容を説明しております。その後、平成26年4月に一部改訂をしております。内容としましては、旧町間の連絡機能を充実させ、均衡ある発展を目指すための道路整備の基本的な方向性を定めたもので、

本市の抱える道路網の問題や課題、将来の交通需要に対応した幹線道路網計画に示したものです。

なお、道路整備については、現在、社会資本整備総合交付金を活用して実施しております。

次に、ご質問の3点目「各集落に安心・安全の避難場所の確保は考えているか」についてお答え致します。

ご質問では、地域ごとに避難経路を住民主体で行っている先進事例を取り上げておりますが、まさにそのような取り組みが必要ととらえております。

市では、平成29年1月に新たな津波浸水想定に基づき津波ハザードマップを作成し、全戸配布致しました。作成の目的の一つに、予想される浸水深や浸水範囲の情報の提供による適切な避難への支援があります。ハザードマップを基礎資料とし、各自治会や自主防災組織において、地域の実情に応じ避難訓練や避難経路の設定につとめていただきたい旨、各種説明会等開催時において啓発活動を進めております。

また、避難経路の大枠指定や津波災害からの被害軽減策について、秋田大学との連携協定事業である「広い低平地における津波対策」をテーマとした調査・研究について、本年が調査最終年度で、提言をいただく予定であります。今後、提言内容等を広く地域住民に還元してまいりたいと考えております。

また、風水害や土砂災害、地震災害や津波災害など、各種災害に応じた適切な避難場所を指定することが肝要であることから、平成27年3月に地域防災計画の見直しとともに避難場所の指定を行っております。その際、各集落内に一時避難場所の位置づけとして、集会所等を指定緊急避難場所として指定するとともに、指定避難場所、福祉避難場所、津波避難場所の区分を加えて指定しており市内において一定数の確保は進んでいるものととらえております。

次に、ご質問の4点目「防災道路の計画について」は、緊急輸送道路のことだと思えます。

緊急輸送道路の目的は「緊急輸送を確保するため必要な道路」で、災害直後から避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のため、緊急車両の通行を確保する重要な路線となっております。

「地震防災対策特別措置法」第2条第1項に基づき、平成8年に旧3町で緊急輸送道路ネットワーク計画を策定しており、合併後引き継がれ現在に至っております。

この計画では、対象地域の自然条件、産業・経済、都市構造等の地域特性を踏まえ、防災拠点等を効率的に連絡し緊急輸送道路として有効なネットワークとしたもので、災害後の利用特性により、第1次、第2次、第3次緊急輸送道路ネットワークに区分されており、そのうち高速自動車道、国道7号線、国道101号線、主要地方道秋田天王線、県道古井内大久保停車場線については第1次緊急輸送道路に、市役所及び主要施設につながる県道秋田昭和飯田川線等の県道並びに市道については第2次、第3次緊急輸送道路に指定しております。

緊急輸送道路に指定している市道については、補修等維持管理を優先的に進めていかなければならないと考えております。

また、現在、防災ソフト面から秋田県と共同で緊急輸送道路ネットワーク計画の見直作業の取り組みも進めているところであります。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） それでは、佐藤義久議員の一般質問の2つ目「大久保駅・二田駅の西口設置について」お答え致します。

少子高齢化による人口減少が急速に進展する中、駅利用者も年々減少しております。大久保駅の年間乗車人数は、平成13年と比較して約6万7,000人減少し、二田駅では約6万3,000人減少しております。

ご質問の大久保・二田駅の西乗降口（東西自由通路）については、先進地事例として平成8年度に整備されました追分駅のもので約4億円と伺っております。仮に追分駅と同等なものを整備したとして、追分駅はもう20年経過しておりますので、工事単価等の上昇により、相当な事業費になると思われます。

また、財政的な面では、平成26年6月議会の行政報告で「大久保駅周辺整備の合併特例債充当について県と協議した結果、駅舎改築とその周辺の整備については問題はないものの、東西自由通路整備については、合併特例債は該当しないとのことであり、自由通路部分の財政負担としては、充当できる財源がなく、すべて一般財源となるものである。」と報告しており、西昇降口（東西自由通路）の整備に合併特例債を充当できない状況にあります。

佐藤議員ご提案のように東西自由通路のような西乗降口があれば、駅利用者が便利になることは間違いありません。しかし、人口予測や利用見込みなどによる費用対効果な

ど、事業実施までには多くの課題があることから、厳しい状況にあることをご理解くださるようお願い致します。

続きまして、3つ目「財産管理について」お答え致します。

財産管理につきましては、ご質問にありましており、昨年の12月定例議会、そして本年の6月定例議会でもご質問をいただいております。

その際、6月の段階ですけれども「樹木台帳の整備につきましては、年度内にある程度のご説明ができるのではと思っております。」と答弁しております。

公有財産台帳の整備につきましては、今年度に入ってから準備作業を進め、8月より各課で整備に着手し、現在も継続中であります。

樹木等を含む公共施設の台帳は、年度内の整備を目標として作業を進めておりますが、土地台帳の整備につきましては、筆数の多さから確認作業等にかなりの時間が必要になると考えているところございます。

合併以来、旧3町の財産台帳を市の台帳として管理しており、決して軽視したわけではありませんが、規則にのっとった様式で管理ができておりませんでしたので、今回のご指摘を機に、適正に様式に管理してまいりたいと考えているところでございます。

ご質問にあります職員個人が法や条例を誤った解釈をしているわけではなく、事務作業が膨大であることから、時間を要していることをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 14番、再質問ありますか。14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 大変市長はじめご苦勞様でした。ありがとうございました。

市長に、最初のグランド・デザインのことで1点お伺い致します。

ご答弁の中では、着実に継承するようなことでしたが、変えるべきもの、変えられるところはありませんでしたでしょうか。再答弁お願い致します。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 佐藤議員の再質問にお答えします。

いわゆるグランド・デザインである第2次潟上市総合計画で変えるべきものがなかったかということですが、私が今まで約、間もなく8カ月になろうとしておりますけれども、その中においてこの第2次潟上市総合計画を変える必要性のあるもの、今すぐに変える必要性のあるところは見つかってございません。仮に今後、私が行政運営をしていく中で変えねばならない、ないしは変える必要があるという判断に至ったとき

は、間違いなく議会の皆様にご相談を申し上げ、それも我々行政内部、当局内部の意見を集約した上で議会の方にお諮りをし、そしてしかるべき行政手続を経て変えていきたいと考えております。

いずれにしても前期の基本計画が5年間、毎年のようにローリングで見直しをかけているということもありますので、そういった時点で私のこの全体の変更ということではなくて、そういうやり方であるとか、そういったものについて変更は随時私はすべきだと思っていますし、もしそういうご指摘があれば、議員の先生方からも随時ご指摘いただいて、私の方に言っていただければ、また検討させていただきたいと思っています。

いずれにしても、佐藤議員ご指摘のそのグランド・デザインとは何か、原点に返って行政運営をしろというご指摘であろうと思っておりますので、今後もこの原点に返って第2次潟上市総合計画を着実に推進してまいります。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 大変前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。

次に、駅の乗降口についてお伺いします。

ちょっと総務部長、新しく副市長になられた栗山部長には、私の質問とちょっとずれがあったのではないかと思います。東西通路のことは一切言っておりません。お金がかかりすぎるということで、今回は降り口だけ、ホームから簡単に降りられるので、降り口だけ、したがって大久保駅はレールも架線も取り外しているの、用地売却の話もありましたということで質問しておりますので、二田駅も同じで、大久保駅も、西口へ降り口をつくっていただけないかと、こういうことですので、もう1回答弁お願いします。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 今の再質問にお答え致しますが、ちょっと質問とかみ合っていないということでございますけれども、西口の降り口のみということになりますと、これは当然のことながらJRと非常に協議が必要なことでありますし、今までの経緯から言いますと、もうほぼ確実無理かなという方向でとらえております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） JRと協議した上でご答弁いただければありがたいですな。今す



ぐでなくて結構です。大久保駅は、事実、昭和町時代に路線も架線も外したので購入してくれないかという話は聞いておりますので、JRから申し出があったと聞いておりますから、そう難しいものではないと思います。もう一度答弁願います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

西口の降り口ということでございますけれども、我々が今まで東西自由通路の協議の中でもJRとは様々協議を重ねてきているわけですが、その中では、これも含めて難しいということを伺っていますが、今ご質問にありますように、JRがそういう形で昭和町時代ですか、やっているはずだということであれば、その辺については再度確認してみる必要はあるかと思えます。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） せっかくの機会ですから、実はご承知だと思うんですが、西口降り口は、西側のお客さんが1人おりまして、車椅子が降りられるように扉も付けてありますし、それを活用できないかという、舗装が完璧でないのというようなご答弁でしたが、それを再開すれば簡単な降り口になるはずですし、正規にしっかり整備していただければ、どちらも無人駅になっておりますから、その辺はたやすいのではないかと私は思いますので、JRとの交渉方お願いしたいと思えます。

次にですが・・・答弁はいいりません。交渉してください。交渉する意思はありますか。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

さきの障がい者の方の1人おられましたという話は、前にもいろいろお伺いしたところでございますが、かなり特殊な事情であると解釈しているところでございます。

交渉する気があるかというお話でございますけれども、これについては確認をしたいと思えます。宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 両駅ともまちづくりには大変重要な施設かと思えます。ぜひ計画に織り込んでいただきたいと思えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 今の市長の見解はということですが、私も二田駅のかなり近いとこ

ろに住んでいる住民として、残念ながら私の方には乗降口ございますが、その西口と言われる方には病院施設もあり、これは大久保駅、二田駅、共通していることでもあります。縷々今まで総務部長から答弁があったとおり、私もその考えは同感でございますが、今言われたことをもう一度JRの方に確認して、協議ができる余地があれば当然協議に入っていきたいと考えています。ご案内のとおり男鹿駅がいずれ新築されてということで、今、JRの方も新たな試みを始めようとしているという話は聞いております。ですので、そういったことで、またJRの方とのご縁もあると思いますので、そういった場を活用して確認、協議に移られれば協議してまいりたいと考えてございます。

○議長（藤原幸雄） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤義久） 前向きのご答弁ありがとうございます。

実は、余談になりますけれども、前の天王町長の藤原町長の息子さん方が時々お見えになるそうで、ぐるっと回るのが非常に至難だと。こういうことで西口あればいいなど言って要望していったそうだったので、余談ですが言うておきます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（藤原幸雄） これをもって14番佐藤義久議員の質問を終わります。

10分間、暫時休憩します。再開は11時20分にします。宜しく申し上げます。

午前11時11分 休憩

.....  
午前11時21分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番西村 武議員の発言を許します。9番西村議員。

○9番（西村 武） それでは、ただいまより一般質問に入らせていただきます。

傍聴者の皆さん、本日は大変ご苦勞様でございます。

平成29年第4回定例会において一般質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げます。

また、市当局におかれましては、日頃の市政発展のためにご努力をなされておりますことに対しまして、衷心より敬意と感謝を申し上げます。

さて私は、さきに提出しておりました通告書3点につきまして、順次簡潔に質問を行いますので、当局の誠意ある答弁を求めます。

質問は、大きく3点に別れておりまして1点目は農業問題、米の生産調整の制度の見

直し等について、2点目は福祉問題、高齢者世帯の食料品等の買い物の対応策等について、3点目は平成30年度に向けた新規事業、取り組み等についてお尋ねを致します。

それでは、中身の方に入らせていただきます。

1、農業問題、米の生産調整制度の見直し等についてお尋ねを致します。

環太平洋連携協定T P P交渉は、国内外で様々な議論がある中、関連法案を含め平成28年12月に臨時国会において承認されております。

また、平成30年産米を目処とする生産調整制度の見直しについては、国から生産者や出荷団体、自らが需要に応じた生産に取り組むための方策が示されず、再び過剰作付けとなり、米価が下落するのではないかとの懸念があるなど、地域農業、特に米を取り巻く状況は、さらに厳しさを増すことが予想されております。

一方、農家の構造では、担い手政策等により専業農家、法人化、また、農地流動化が進展している中で、農業者の高齢化、後継者不足による農家の減少と耕作放棄地が増加傾向にある中、将来の営農への不安が高まっている現状であります。

そのような観点から、下記の4点についてご所見を伺うものであります。

(1) 次年度からは国による生産調整が見直しされるため、今後、本市水田農業制度はどのように変化していくのか、市としての指導についてのご所見を伺います。

(2) 集落営農担い手経営体の育成、支援による地域農業の維持・発展のためのご所見を伺います。

(3) 米の自由販売に基づく消費者と連携した産米づくりも必要不可欠と思いますが、特に地域ブランドの確立等について、指導やご所見を伺います。

(4) 米政策の見直しに対応した新たな生産体制も必要と思いますが、市としてのご所見を伺います。

以上、前段を含めましてのご所見を伺います。

2、福祉問題、高齢者世帯の食料品等の買い物などの対応についてお尋ねを致します。

本県は、小売事業所が年々減少しており、本市も例外でなく、食料品も含めた小売商店が、それぞれの地域で、ほとんどと言っていいほど消滅状態となってしまいました。地域小売業が消滅状態となったことにより、一番痛手を受けたのが一人暮らしを含めた高齢者世帯であります。加えて、平成29年度から75歳以上の方々は、運転免許証更新時に認知機能検査等を受ける必要があり、今後、運転免許証の自主返納者が年々増加することが予想されております。

現在、食料品の確保等は、地域小売業者が消滅状態であることから、ほとんどの方々が自動車等で移動せざるを得ない大型スーパー等を利用されております。これら高齢人口の増加や免許返納者等の増加に伴い、買い物に不便な思いをされる方々が増加するものと思われまます。現に高齢者世帯で一番困っていることは、その食料品等を含めた買い物であるといった声が多々あります。市当局にも、こうした声が届いているのではないのでしょうか。

また、今後さらに増加していくことは間違いなく、こうした現状に対して、取り組み等、今から対応策を考えておくべきと思いますが、当局のご所見を伺います。

3、平成30年度に向けた新規事業取り組みについてをお尋ねを致します。

ご承知のとおり今年4月に石川市長より行政運営を引き継いだ藤原市長は、前市長が計画・立案した大きな事業を着実に実行に移していることは言うまでもありません。平成30年度からは、藤原市長のカラーを出したバランスの取れた行政運営をさらに進めていくものと思いますが、今後どのような事業に特に力を入れていかなければならないのか、市として大きな事業計画等を考案しているものか、その概略でも良いのでひとつご所見を伺います。

以上3点につきまして伺います。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの西村議員のご質問の3つ目、最後のご質問の「平成30年度に向けた新規事業の取り組みについて」に対して私の方からまずご答弁申し上げます。

行政報告でも申し上げたとおり、平成30年度の当初予算編成方針につきましては、厳しい歳入状況を踏まえ、また、国の新たな政策などの動向に注視し、情報収集に努めながら「第2次潟上市総合計画」に掲げる諸施策を着実に推進し、潟上市に住むことに誇りを持てるまちづくりを実現するための予算編成を指示しております。

また、市民や議会との「対話と交流」を進める中で本市における諸課題を整理し、その課題にも対応した予算編成に取り組んでいるところでございます。

現時点での来年度の主な事業についてご紹介申し上げます。

総合計画の前期基本計画の重点テーマにもある子育てと教育について、その関連については、各小・中学校に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいた学校運営協議会の設置を進めてまいります。地域とともにある学校づくり、一層の地域とともにある学校づくりに向けて、学校、家庭・地域社会との一層の連携のもとで学校経営の活

性化を進めてまいります。

また、児童の安全・安心な学習環境の整備を図るものとして、大豊小学校の大規模改修を計画しております。大規模改修とあわせて学校内に児童クラブの整備も計画しているところでございます。この大豊小学校の大規模改修により、市内小・中学校の大規模改修がひと段落ということになろうと思います。

健康・福祉関連では、防災・健康拠点施設の整備を進め、10月のオープンを目指します。健康づくりの拠点として、健康寿命の延伸を目的とした運動習慣の定着を図る事業などを実施してまいります。

また、「潟上市自殺対策計画」を策定することとしております。地域の実情に応じた自殺対策計画を策定し、自殺に追い込まれることのない社会、潟上市を実現するため、地域ネットワークと市役所内の横断的な体制を整えながら、関係機関と連携し自殺者のゼロを目指してまいります。

産業の振興関連では、江川漁港に活魚施設の建設を計画しております。活魚水槽を増やし、荒天時でも出荷が、イワガキ等を出荷できる体制を整え、漁業者の所得向上及び安定した漁業経営の確立を目指すものであります。

以上が主な事業の紹介でございますが、議員ご指摘のとおり、平成30年度予算は私が市長になって初めての本格的な予算編成となります。潟上市政運営の基本理念である「参画」と「協働」を肝に銘じ、第2次潟上市総合計画に基づいた諸施策を市民・市議会・行政の「チームかたがみ」で着実に推進し、みんなが幸せを実感できるまちづくりを目指していくことが最も重要であると考えております。

また、西村議員ご指摘のとおり、バランスの取れた行政運営をさらに進めることも肝に命じ、予算編成にあたってまいりたいと思います。

これ以外の質問については、担当部長より答弁させます。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 9番西村 武議員の一般質問の1つ目「農業問題 米の生産調整制度の見直し等について」にお答え致します。

（1）水田農業制度、市としての指導についてと（4）米政策見直しに対応した新たな生産体制については、質問が類似しておりますので、合わせてお答え致します。

厳しい農業情勢に直面している中において、国は、平成30年産以降の米の生産調整の見直しに伴い、国からの米の配分と米の直接支払い交付金の廃止を決定しております。

しかし、需要に応じた米の生産が行われないと米価が下落する恐れがあるため、平成30年産以降も、これまでどおり米の生産調整への取り組みが求められていることから、今後も各地域農業再生協議会を中心に、国から提示される米のマンスリーレポートや県から提示される県産米の需要情報、県段階における「生産の目安」などをもとに、市としての生産の目安を定め、J A・集荷業者の方針作成者や農家の皆様にその情報提供を行ってまいります。

さらに県においては、今年9月に「秋田米生産・販売戦略」を策定しております。その中には、秋田米の目指す方向や秋田米のブランド力向上対策など多岐にわたる戦略を提示しております。また、J Aグループや主食集荷商業組合においても平成30年産以降の米穀事業の取り組み方針を策定しております。

このような状況の中、本市においては平成22年度より、米だけに頼らない農業経営の確立、また、収益性の高い園芸作物との複合経営の確立を図るための潟上農業生産力向上事業や平成27年度からは、水稻の低コスト栽培の中核をなす技術である水稻直播条件整備事業を実施、展開しております。

今後も、この事業の継続を図りながら農業者の経営力向上や農業者の再生産意欲の向上につながるような支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、（2）集落営農、担い手経営体の育成等についてお答え致します。

集落営農や担い手経営体の育成などにおける地域農業の高齢化、後継者・担い手不足といった問題は、農業において一番のウエイトを占める問題ととらえております。

現在本市では、農業の担い手である認定農業者が213名、内農業生産法人が8法人であります。この担い手においても高齢化等で少しずつ減少傾向にあることから、今年度より平成24年度に作成した人・農地プランの見直し作業に取りかかっているところであり、今年度は、意向調査実施後、地域に出向きまして農家の皆様と、これからの5年・10年後の農業について話し合いを行う予定となっております。

また、国が行う担い手対策の直近の動きとしては、農林水産業・食品産業分野での担い手の減少・高齢化の進行などにより労働力不足が深刻な問題・課題ととらえ、ICTやロボット技術を活用した新たな農業、いわゆるスマート農業の実現に向けて研究や実証試験を実施しているところであり、

その中には、GPS自動走行システム等による農業機械の自動走行・夜間走行や収穫物の積み下ろしなどの重労働をアシストスーツで軽労化することや水田においては、水

管理を遠隔・自動制御化する圃場水管理システムの開発などの実証試験がされているところであります。

このような流れを踏まえ、今後は地域で抱えている問題を個々で対策を考えるのではなく、農家、市、関連機関が連携し、さらにスマート農業関係も視野に入れながら問題解決に向けて取り組んでいけるようサポートしてまいります。

次に、（３）地域ブランドの確立等についてお答え致します。

近年、全国的に良食味米新品種が誕生しており、産地間競争がますます激しくなっているように感じております。潟上市管内においては、良品質米はもとより、ＪＡが行っている減農薬などによるエコライスやこだわり米に取り組んでいることから、今後も農家の皆様が徹底した肥培管理を行えるよう、より良い米作り環境に取り組めるよう支援してまいります。

いずれにしましても平成30年以降は農業の大転換期ととらえ、行政はもとより、ＪＡはじめ農業関連団体や民間事業者等も巻き込みながら農業政策を展開していきたいと考えております。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 西村 武議員の一般質問の２つ目「福祉問題 高齢者世帯の食料品等の買い物の対応について」お答え致します。

少子高齢化が急速に進展する中で、高齢者等の交通弱者の通院や買い物など生活の足を守るための生活交通の確保は大変重要となってきております。潟上市では、マイタウンバスを中心に病院やスーパーを経由する路線を運行しておりますが、利用者は年々減少傾向となっております。

このような状況の中、今年６月に潟上市地域公共交通網形成計画を策定し、バスやデマンド型乗合タクシーを中心とした地域公共交通の維持・確保に努めております。

この計画に掲げた施策の一つとして、現在、マイタウンバスの運賃の値下げを検討しております。秋田市におきましては、65歳以上の高齢者のみを運賃100円としたワンコインバスを運行しておりますが、潟上市では現在150円の運賃を、高齢者のみならずすべての利用者が運賃100円でバスを利用できるよう準備作業を進めております。

また、人口が増加している出戸追分地区への路線の新設や利用状況が悪いバス路線をデマンド型乗合タクシーへ切り替えることなど、地域交通体系の再編を年次計画で進めております。

ご質問の高齢者世帯への食料品を含めた買い物対策につきましては、スーパー等が食料品の宅配サービスや移動販売を行うなど、民間での取り組み事例が報告されております。

また、五城目町と由利本荘市では、県の支援を受け、住民自らが運営を行う「お互いさまスーパー」を開設するという取り組みも報告されております。今後、高齢者福祉対策の一環として、これらの取り組みを参考にしつつ、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤原幸雄） 9番、再質問ありますか。9番西村議員。

○9番（西村 武） 1点目の農業問題ですけれども、米の生産調整制度の見直し等についてですけれども、本市の場合、第1次産業が農業でございます、やはり農業をしっかり支援していかなきゃならない、そういう立場から少しお話しますけれども、答弁の中では国・県、あるいはそういう農協ですか、そういうところと連携して進めていくと、こうなっておりますけれども、そのほかに市として30年産米につきましては、その生産量を定めるということになっております。平成30年度より生産調整の見直し等が軸とした政策の転換、そういうものが図られているわけございまして、今、生産者、農家の皆さんは大変不安に思っておりますので、一日も早く農家の皆さんにそういう指導をしていただきたい、この点についてもう一度ご答弁をいただきます。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 西村議員の再質問にお答え致します。

本市においては、米だけに頼らない農業経営の確立が重要と考えております。また、収益性の高い園芸作物や複合経営の確立を図るため、潟上農業生産力向上事業や水稻の低コスト栽培の技術である直播条件整備事業も、今後も継続を図りながら農業者の経営力の向上や再生産の意欲向上につながるような支援を引き続き行ってまいりたいと思います。

いずれにしましても、平成30年度以降は農業の大転換期であります。ですので、JA、農業関係団体、民間業者等も巻き込みながら農業政策を展開していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。



○9番（西村 武） 1と4は一括答弁であったつけ、そういうところで、例えば本市の場合は、今までは水稻に頼ってきたけれども、米だけではなくそういう地域の特性を生かしたブランド品を育成して農家にその指導をしていくと、こういうご答弁だと思いますので、この1と4につきましては、これで質問を終わりますけれども、2の集落営農、担い手経営の育成等につきましても、認定農業者を中心にしながら、法人、そういうものを中心にして、まずこれまでも進めているし、今後もそういうふうに進めていきたいということがございますけれども、例えば地域の特性を生かしました、まず魅力ある農業、担い手を育成するためには、その魅力ある農業、あるいは農村、そういう農業・農村の創造に向けた関係機関、そういうものとやはり連携しながら、農業をやってみたいなというそういう施策も展開する必要があるのではないかなと思いますので、この点についてもひとつお尋ね致します。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

集落営農の担い手の経営体の育成等のことだと思いますけれども、このことについては人・農地プランということで、農業が厳しい状況に直面している中、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題は一体的に解決していくことが必要であると考えられます。そのためには、それぞれの集落、地域において徹底的な話し合いを行い、集落が地域で抱える人と農地の問題を解決するため、今年度は市として意向調査を実施しまして、さらに地域に出向きまして農家の皆様と今後は地域で抱える問題を個々で対策を考えるのではなく、農家、市、関係団体が連携し問題解決に取り組んでいけるようサポートしてまいります。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

○9番（西村 武） ぜひとも2番については、そのように進めてくださいということをお願いして、3番目に移りますけれども、地域ブランドの確立等につきましてもですけれども、これはやはり農産物のブランド化を図るためには、産地形成、先ほども申されましたが農地形成や農産物等に付加価値などをつけるためにも、この6次産業化ですか、そういうものも進めていく必要があるのではないかなと思ひまして、そして販売力の強化、こういうものに努めていった方がいいのではないかと、このように思います。

参考までに私申し上げますけれども、私の友人で大潟村におります農業、専業農家で

す。その方のお話を聞きますと、やはりブランド品と致しましてもち米、14ヘクタールですか、すべて契約栽培だと申しておりましたので、米の生産調整にかかわらず安定した農家収入を得ているということを申されておりましたので、やはりそこまでくるには、やはり行政側も相当力を入れたというお話も聞いておりますので、この点についても契約栽培、あるいは6次産業化も、行政側も推進していく、こういうことが必要だと思いますので、この点についても今一度お尋ねを致します。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

地域ブランドの確立等、生産力を向上させるためには、今後は良品質米はもとより、JAが行っている減農薬など、エコライスやこだわり米にも今後農家の皆様が徹底した肥培管理を行えるため、病虫害防除に係る助成や、より良い米づくり環境に取り組めるよう、県やJAの営農指導員から協力を受けながら6次産業化はもとより、指導・支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

○9番（西村 武） 何と言っても本市の場合は、第1次産業が基幹産業が農業でありますので、農業が発展しないことに市の景気、そういうものは成り立たないと思いますので、ぜひとも今後も努力をしていただきたいということを求めまして、この農業問題については質問を終わります。

次の2点目の福祉問題ですけれども、高齢者世帯の買い物等、不便を強いられている方々を市としての対応について先ほど総務部長から答弁がありました。交通網、バスやデマンド型タクシー、あるいはバスの利用料金の値下げ、あるいは年次計画で高齢者のそういう対応策を図っていきたいということでございますが、今、地域支援の活動の中で一番取りざたされているのは買い物です。買い物に不便を欠いているという高齢者世帯が一番多いわけでございます。ある市の調査の中でも、一番困っているのは買い物であると、そういう方がこれからどんどん増加していくのは間違いないわけでございます。ここで私が少し、研修したところを少し紹介しますと、北海道の小樽市は成年後見人、そういうものを育成して、例えば買い物難民、そういうものの、もちろんこれは有料でございますけれども、そういうものを育成しながら、そういう方々に数件のそういう、バスやタクシーですか、そういうものを利用できない方々のためにも、悪く言うと

御用聞きかな、そういう制度を設けて大成功をしていると、今、全国各地から北海道小樽市を、それを視察に来ているということですので、そういうこともひとつ視野に入れていただければと思います。そういう方々が数件のそういう高齢者を受け持って買い物等に、あるいは病院、そういう料金の支払等、手伝いしているということですので、その辺のところについてはどのようにお考えになるか、そのご所見を伺います。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 再質問にお答え致します。

先ほど申し上げましたが、現在、バス路線が廃止されたところにつきまして、デマンド型乗合タクシーやマイタウンバスを運行している状況でありますけれども、確かに今後、一人暮らしの老人がどんどん増えていくということになりますと、今おっしゃいました小樽のような事例、他市でもいろいろな事業をやっています。先ほど私も言いましたけれども、スーパー等でも今そういう宅配サービスですか、それを従来の移動販売を主とした事業者のほかにスーパーもそういうものをどんどん導入してきているところがございますし、それをまず進めていただくことは大事なことだろうと思いますし、五城目町と由利本荘市でやっているそういう「お互いさまスーパー」というものもやっているところがあります。そして、今おっしゃったところについても、そういうサービスについても他市の例等、取り組みを参考にしつつ今後考えていきたいと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

○9番（西村 武） 今、総務部長から前向きな答弁をいただきましたので、ぜひとも他市を見て、また参考にさせていただければと思ひまして、この福祉問題については終わります。

次に、3点目ですけれども、先ほど藤原市長からご答弁をいただきました。バランスの取れた行政運営ということで大変答弁を聞き入っていましたが、本市は今、全国的に人口が減少している中で、もちろん潟上市も若干なりとも人口は減少傾向にあります。そういう中で新住民、そういう新住民が入ってきているのは、これもやはり民間業者、宅地開発等によって民間業者のご努力、そういうものが多々あります。そういう中で市長が目指す住んでみたい、日本一の潟上市を建設をするということにつきましては、私どもも積極的に応援をしていきたいと考えております。

そういう中で、先ほども申されましたが、今回は、教育、子育てなど、そういうこと

を中心にしながら進めるということですが、ぜひとも環境ですね。環境では、人が住むと墓地、そういうものも必要なもので、環境の整備、あるいは福祉、教育等々、産業の振興、そういうバランスの取れた行政サービスがもちろん先ほど市長から答弁もらいまして、必要不可欠ということはわかりますけれども、今一度ひとつ決意のほど、再度答弁を求めます。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） 西村議員の再質問にお答え致します。

決意ということではありますが、先ほどは主な事業計画の紹介ということでしたが、実は今、継続して取り組んでいる、それから既存と言われるそういった事業というのは、かなり広範囲に網羅的に行われております。しかし、それが他との連携であるとか関連付けがきちんと図れていると、もっと効果的になる事業というのも私はあると思います。ですので、今おっしゃったとおり、今、実際にやっている事業も、きちんと私を含めて市の職員すべてが見直して、どこをどう改善すればいいかという観点でやっていくことが私は本当は一番大切なことなのではないかと思っております。そういった意味での私はバランスと申し上げ、また、西村議員からも再三バランスということで私の方にアドバイスをいただいております。

今、潟上市が取り組んでいる施策、まだまだ足りないこともたくさんあるかと思えますけれども、もう一度申し上げますが、かなり広範に、かなりの特に子育て、福祉に関してはやられているのも現状であります。但し、その中でもまだ足りないもの、あるいは今日になって足りなくなってしまったもの、やらねばならないものをきちんと見極めて、そしてそれは限られた財政の中であって一番効果を高めるというものを選んでいくのが私の使命と心得ておりますので、今後ともご支援、ご鞭撻賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長（藤原幸雄） 9番西村議員。

○9番（西村 武） 以上をもちまして3点の質問について終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） これをもって9番西村 武議員の質問を終わります。

再開は午後1時半とします。暫時休憩します。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、18番菅原久和議員が午後から出席をしております。ご苦勞さんでした。

3番佐々木嘉一議員の発言を許します。3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） 3番佐々木であります。ちょっとこの寒さで風邪を引いておりました、皆さんに聞きづらい思いをさせますけれども、ひとつ宜しくお願い致します。

このたび、一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。私の質問は3点であります。ひとつ当局の誠意あるご答弁をお願いしたいと思います。

まず1つは、潟上市の農業振興について、お伺いします。

既にご案内のとおりであります。平成30年度からは、これまで50年近くも実施してきました米生産調整制度が廃止となります。かつて食糧管理制度、いわゆる食管法が廃止され、国際貿易環境、いわゆるWTO等も変化する中、食生活の変化、加えて人口減少、高齢化の進展とともに米の需給バランスが崩れ、米の生産過剰を抑制するため、昭和46年以降、生産調整制度が実施され、米づくり農家は経営する水田の大半にわたって米以外の作物を作り、米の需給対策に参加してまいりました。

かねてより、平成30年産からの生産調整の廃止について国における対応は、いよいよ大詰めの段階ではないかと思えます。全国的に生産調整の達成は、米生産の戸別所得補償から米の直接支払交付金10アール当たり7,500円の取り扱いであります。農家経営安定からすれば戸別所得補償交付金は、生産調整達成メリットであった交付金の廃止は、農家経営にマイナスとなることから影響は大きいところであります。

国・県においては、一部検討段階ではありますが、平成30年度からは生産調整は廃止され、米消費の動向を見極め、米市場の需要と供給を見極めながら需給ギャップを生じないように自主的に生産数量を予測して進めなければなりません。このことに関しては、これまで進めてこられました県段階の農業再生協議会の調査によれば、平成30年度以降においても生産目標に代わる「目安」を示すとしているが、秋田県の場合はどのような方向となるのでしょうか。

そして、潟上市農業再生協議会のかかわりと連携は、どのようになるものかお知らせ願いたいと存じます。

ちなみに、平成29年産米の買い取り価格は、28年産の繰越在庫の不足の影響か、29年産の作況によるものか、比較的高値で推移しているようではありますが、今年の作況は、

地域格差は大きいこともあって農家経営は厳しいものがあります。また、こうした折、平成30年産米につきましては、業界紙によれば安値が予想されております。一方、米生産県にあつては、高品質の米作り競争が進んでおります。

こうした中、国においては、農協改革をはじめ農業委員会制度等が大きく変わりました。農業委員は、選挙による選任から首長の推薦による選任制となりました。このことは、目指す地域農業は首長の農業政策と農家並びに農業委員にかかわる責務が大きくなったことではないでしょうか。今年も間もなく暮れようとしています。農家は来年の営農計画に取り組む時期でもあります。こうした観点から、次により質問致します。

1つは、2018年産米を目処とする生産調整のあり方と方向性についてということであり、

これまで生産調整について進めてきました潟上市農業政策、とりわけ米づくり対策に、どのようにかかわっていくのかお伺いします。生産調整が廃止になった段階で、米作りに今後どのようにかかわっていくのか、これをひとつお伺いしたいと思います。

また、米以外の作目に対する取り組みであります、大豆のほか、産地交付金の対象品目は何か、奨励する品目は何か検討しておりますか、お伺い致します。

先般、秋田さきがけ新報に報道されていましたが、県では「あきたこまち」に続く高品質米について研究開発し、デビューが近いということでありました。ご案内のように米の生産県では、競って高品質米を市場に登場させております。このことは他に譲ると致しましても、最近は業務用米の需要動向を踏まえた方向にシフトするとする方向も必要とされます。

こうした観点から、2)として、高品質米等の生産、市場性を重視した生産販売対策へのかかわり及び支援についてということでございますけれども、これは米農業の振興策として考えられることではあります、市としてどのようなかかわり及び支援を考えておられるのか、所見をお伺い致します。

3) 大区画圃場整備事業の推進について申し上げます。

近時、農業従事者の高齢化に伴い、担い手対策は喫緊の課題であります。こうした現状から、近年、農地にかかわる利用権設定による受委託の申請が増加しておりますが、耕作不利な農地については、借り手が敬遠し、耕作放棄地となってしまうという現状でもあります。大区画圃場整備事業完成後の規模拡大と担い手に対する農地集積を促す事業も並行して進め、農地の賃貸借は県農地中間管理機構を通して担い手に貸し出すこと

のようであります。このことに関しては、既にご案内のとおりであります。

潟上市の農業振興地域における農用地については、水田以外の作物の栽培も可能な汎用農用地の造成という観点から事業計画を進め、潟上市農業基盤造成を進めて農業の体質強化を進めていただきたいことを申し上げます。

圃場整備事業は、ご案内のとおり権利変換事業であります。それぞれ地権者の同意が前提であり、事業費に対する市の負担も伴います。市長の所信をお伺いしたいと思いません。

4) 天王大崎地区、昭和白洲野、天神下地区の果樹の振興についてお伺い致します。

古いことで恐縮ですが、潟上市は八郎潟干拓以前は湖岸一帯の農地は、水田と言うよりは湿田でありました。干拓により残存湖、地先干拓の整備により水田面積は増加し、湿田は解消し、美田となり、規模拡大にもなりました。

大崎地区、白洲野、天神下の果樹栽培の歴史は古いものがあり、県内でも有数の果樹地帯であります。ここ数十年の間、後継者不足等によるものか、廃園が目立ちます。秋田県種苗交換会の出品を見ましても、鹿角、男鹿、潟上の梨は三銘柄として並び称されています。

現在、地区の果樹農家は複合経営か専業であります。担い手対策が喫緊であります。その他果樹栽培は、技術が求められ、機械化も限定されるものではないでしょうか。ともあれ、様々な課題がありますが、ちなみに新たな産地化を目指すとなれば、新たに数十年の歴史の積み重ねが必要となります。この件に対しましては、潟上農政の課題と対策についての検討により振興策について取り組むことを期待をし、市長の所信をお伺い致します。

5) 花の町しょうわ並びに花卉メガ団地とサテライト計画についてをお尋ね致します。

昭和における花の町構想は、当時は東北屈指の規模として取り組みをしましたが、現在は大清水地区、野村地区において花卉栽培者は頑張っています。最近では生産者も増える傾向と伺っております。世代交代もあって、比較的若い担い手が確保されているのではないかと見ております。生産者においては、市場動向を見ながら生産品目を選定し、経営計画に反映させ、それぞれ取り組んでおります。

天王地区においては、栽培農家も多く、輪菊を中心に栽培し、技術水準も高いものと伺っております。県のメガ団地は、輪菊が主流と伺っております。メガ団地の運営は、ハウス栽培を受託した若い経営者8人で菊の通年出荷を目指していると伺っております。

男鹿船越地区のメガ団地は、J A秋田みなみのかかわりがあって、潟上市としてはJ A管内ということで平成26年度から平成28年度まで応分の補助金を拠出しております。メガ団地J A秋田みなみ管内潟上市天王地区はサテライト地区としての関連した振興計画を策定して対処すべきですが、現状はどうでしょうか。

また、花卉栽培は産地間競争も激しく、出荷時期、市場の動向を見極めながら栽培計画、出荷に取り組んでいるものと思います。また、市内の生産者も増加傾向と伺っております。栽培技術の向上など、市内の花弁生産者の課題について、生産者の声を聞くなど振興対策のよりきめ細かな対策が必要と存じますが、行政の関与はいかがでしょうか。

花卉生産者からは、ハウス等施設の投資更新や新たな品種更新、バラ栽培の停滞など、課題を抱えながら取り組んでおられます。

以上、平成30年度より廃止となります米生産調整の廃止という食糧政策をはじめとする農政の転換にあたり、市の農業政策の中で関与のあり方を含め、米政策の現状から生ずる課題となるであろう農業経営安定と産業政策の視点から申し上げましたが、市長の所信についてお伺い致します。

ここで皆さんにはお渡ししておりませんが、先般、議会運営委員会には提出して、ある程度了解を得ておりますので、これは答弁とかそういうものはいりませんが、ひとつ参考までに申し上げます。

また、このたびの質問に潟上市農業振興に関してお伺いするに至ったことについて、生産調整の廃止という農政の転換ということ踏まえ、市農業の実態にふれることから、秋田県が発行する直近、平成26年度版の秋田県市町村民経済計算年報の市町村内総生産の生産系列ごと、ここでは第1次産業のうち農業について、潟上市が合併し発足した平成17年度から26年までの10年間を見ました。

潟上市の平成17年の農業生産額は35億8,500万円でありました。10年間それぞれ計がありますが、平成26年度は15億300万円であります。10年間で20億8,200万円減少し、減少率は約58%の落ち込みであります。

ちなみに、秋田県全体からすれば、平成17年度は1,082億500万円、そして秋田県全体の平成26年度は825億600万円ということで、県の落ち込みは約24%の落ち込みと報告されております。この統計の推計方法は、収穫量、作付栽培面積のほか作物統計調査、各種センサスとされておりますことを申し添えたいと思います。こういうことで非常に潟上市の農業生産額が落ち込んでいるという現状を皆さんにお知らせしたいと思います。



また、通告書に戻ります。

6) 担い手対策について。

振り返って、農業、とりわけ潟上市農業は稲作中心で専業農家は少なく、ほとんどが兼業農家でありました。農家個々は、田んぼを作る傍ら畑作、畜産等のほか、家族の誰かが他に仕事を求め農業を存続してきたものと思います。しかし、少子高齢化、人口移動や核家族化の進展により、最近では世帯構成員は少なく、若者と同居する二世帯、三世帯世帯は減少し、高齢世帯が激増している現状であります。

本市農業の担い手対策は、他産業並みの所得を目指す認定農業者、法人等も含んでおりますけれども、の認定をはじめ青年就農給付金事業であります。この事業は何か名称が変わるそうでありましてけれども、現在は未来ある青年に対して給付金を給付して頑張ってもらっているところでありまして、認定農業者並びに青年就農給付金による若手農業者は、将来の地域を担う組織や個人であります。こうした方々に意欲と希望を与えるための施策、つまり、経営のノウハウの養成や知識の取得等々、研修機会や新たな事業展開による経営基盤の醸成など支援が必要と思われまます。

潟上市総合計画における農業の位置づけは「活力にあふれる田園拠点都市」づくりとされています。戦後70年、食糧難を経て米価は高騰しましたが、その後の米需給対策の混乱を経て、米生産調整対策がとられましたが、その対策が廃止となります。こうしたときに、これまでを振り返り、新たな段階に思いを致して潟上市農業政策のあり方を思い質問しましたが、今後の潟上市農業振興についての所信をお伺い致します。

次に、大きく2でありますけれども、先般、市長からの要請により、議会全員協議会が開催され、平成29年度事業にかかわる飯田川保健福祉センターの風呂事業、防災・健康拠点施設にかかわる条例案についての協議がありました。このことは、第4回定例会に向けての事前協議で、事業の是非を含め、その取り扱いにかかわることでありました。

(1) 飯田川保健福祉センターの風呂事業についてでありますけれども、市当局においては、今回条例提案にあります放課後児童クラブのことや社会福祉協議会の事務所、保健福祉センター、出張所の位置等々の検討の中で出され、既にその方向が決まっています。こうした一連の市当局における方針の検討の結果であります。こうした事態の変更の説明はありませんでした。

先般の議会全員協議会については、風呂事業の収支不均衡と事業効果に対する今後の取り扱い、ハイツ跡地に既に建設が進んでいる秋田県と共同で進めるあきた未来づくり

プロジェクトとして進める防災・健康拠点施設設置条例案、その他でありました。

設置条例は、施設完成後の管理・運営についての準備事務を早期に進めるために、同条例の規定に定め進めるための条例の事前協議であります。

協議のありました2つの事業は、事業効果と財政負担に関することであります。全員協議会の開催趣旨は、市長において議会の意見を聞くことであります。その際、市長の発言によれば、市民の代表である議会と市長において方向を出していかなければならないことを力説しておられました。

風呂事業につきましては、合併以前からの事業で実施してきておりますが、施設のリニューアル段階で事業効果と費用の問題が課題となったのであります。今後の人口減少による社会経済の変化により、公共施設のあり方等についても変わってゆくものであらうと存じます。先般、風呂事業につきましては、決算時において、あるいは予算検討時点、または市総合計画の実施計画ローリングの際、当然にして課題となるべきことでもあります。

さらには、政策評価ということがありますけれども、平成25年に制定公布の自治基本条例第25条には明文の規定があります。また、実施にあたっては、PDCAサイクルによる効果的かつ効率的な運営を図ることとしております。

こうしたことから風呂事業についての取り扱いについては、市長のご見解並びにご認識についてお伺いします。

(2) 防災・健康拠点施設についてであります。

本施設を必要とする背景と経緯につきましては、秋田県市町村未来づくり協働プログラム交付金事業の協議を経て、防災備蓄庫の建設と市民の防災組織の育成と防災意識の向上のほか、健康づくりにより健康寿命を伸ばし、介護・医療費の削減を目指さすことにあると思えます。

施設運営に関しましては、条例施行の30年4月1日に先駆け、指定管理者の指定にかかわる事務を先行して進めることではあります、その前に検討・調整する課題についてであります、次によりお伺い致します。

イ) 従来の保健事業との調整はどうかということではあります。今回、本事業の従来の健康保健事業や、「健康かたがみ21」また、総合計画に示す方針との調整はありませんか。また、健康拠点施設において行う事業が、事業の上乗せ、あるいはより充実するための横出し、つまり、事業拡充はありませんか。事業実施計画によりますと調整が必要

と思うが、その点はどうでしょうか。

ロ) 収支計画について、お伺いします。

健康拠点施設の事業実施基本方針であります施設の維持管理は、当然にして市有財産であり、当然の負担であります。

事業運営につきましては、民間のノウハウと経営手法を活用していくとされていますが、民間のノウハウとは何か、説明をお願い致します。

また、公会計では、事業実施には特定財源として使用料、利用料、施設貸付料は指定管理者の収入となります。費用として指定管理者側での事業実施に対応するスタッフのあり方の件であります。管理料（健康づくりに対する有資格者）にかかわる人件費に対する対応はどうか。説明もありましたが、優秀な管理者として経営手腕に期待することとは何か。このことは指定管理者の公募条件の重要事項でありますので、この点についての対応とご見解についてお伺い致します。

大きく3でありますけれども、潟上市議会基本条例第8条についてお伺い致します。

同条例第8条には、市長に対して政策形成過程の説明を求めています。市長が行う計画、政策、施策及び事業については、議会審議における論点を整理し、政策等の水準を高めるべく規定しています。このたびは、事前協議をいただいた2件について申し上げましたが、潟上市が行う広範な計画、施策について、変容する社会経済の中で自治体経営も変化していくものと存じます。公共事業のアウトソーシング、つまり外部委託は、行政改革の選択肢ではあります。政策、事業のレベルは維持されなければなりません。計画・施策については、外部委託に丸投げすることなく、重要な施策形成過程における論点の詰めをしながら進める必要があります。この議会基本条例第8条についての市長のご見解をお伺い致します。

以上申し上げましたが、適切なるご答弁をお願いして壇上からの質問を終わります。

以上であります。

○議長（藤原幸雄） 当局の答弁を求めます。菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 3番佐々木嘉一議員の一般質問の1つ目「潟上市の農業振興について」お答え致します。

はじめに、一般質問の1つ目の1) 2018年産米を目処とする生産調整のあり方と方向性についてお答え致します。

先ほど西村議員の一般質問にてお答えしておりますが、国では、平成30年産以降の米

の生産調整の見直しに伴い、国からの米の配分と米の直接支払い交付金の廃止を決定しております。しかし、需要に応じた米の生産が行われないと米価が下落する恐れがあるため、30年産以降もこれまでどおり米の生産調整への取り組みが求められていることから、今後も天王地域農業再生協議会・昭和飯田川地域農業再生協議会、両協議会を中心に、国から提示される米のマンスリーレポートや県から提示される県産米の需要情報、県段階における「生産の目安」などをもとに、両地域農業再生協議会としての生産の目安を定め、J A・集荷業者の方針作成者や農家の皆様に、その情報提供を行ってまいります。

次に、米以外の作目に対する取り組み、大豆のほか、産地交付金の対象品目は何かについてということですが、産地交付金は、水田において販売を目的とする作物に対して交付されるものであり、平成29年度の天王地区の対象作目は、野菜全般として5,000円、野菜中、キャベツ・ネギ・カボチャが1万5,000円、花き5,000円、地力増進作物5,000円、景観形成作物5,000円となっております。

次に、昭和飯田川地区でございます。ネギ、枝豆が2万円、ナス、キャベツ、ホウレンソウ、そら豆、カボチャ、オクラ、イチジクが6,000円、花きが6,000円、景観形成作物が6,000円、たばこ6,000円、麦3万5,000円、蕎麦が2万円となっております、この金額は、すべて10アール当たりに対する単価、金額となっております。

また、先日、県の担当者会議において、国の産地交付金における平成30年度の予算概算要求の概要が示され、前年度の約41億6,800万円増の1,057億4,000万円の予算要求であると説明がありました。

このことから、潟上市の両地域再生協議会において、十分な配分をいただけるよう計画・要求し、農家の皆様が不利益にならないよう努めてまいります。

次に、一般質問の1つ目の2) 高品質米等の生産、市場性を重視した生産販売対策へのかかわり及び支援についてお答え致します。

近年、各地で良食味米新品種が誕生しており、産地間競争がますます激しくなっている中、潟上市管内においては、良品質米はもとより、J Aが行っている減農薬などによるエコライスやこだわり米に取り組んでいることから、今後も農家の皆様が徹底した肥培管理を行えるよう、また、より良い米作り環境に取り組めるよう支援してまいります。

次に、一般質問の1つ目の3) 「大区画ほ場整備事業の推進について」申し上げます。

潟上市における大区画ほ場整備事業につきましては、県営事業により平成3年度から現在まで12地区1,882ヘクタールが整備されております。秋田県における「第2期ふるさと秋田農林水産ビジョン」では、大区画ほ場整備の推進方針として、土地利用型作物の生産性向上や戦略作物の導入に不可欠な水田の大区画化や排水対策等の推進、スケールメリットの発現や戦略作物の団地化促進に向けた農業法人等への面的集約の推進が掲げられており、事業採択要件の一部にもなっております。

大区画ほ場整備事業は、莫大な事業費がかかり、地元負担も大きいですが、中心経営体への農地を集積することにより、その割合で国及び県から補助金が交付され、受益者の負担軽減が図れる制度もありますので、未実施地区の地元土地改良区及び関係農業者の事業実施の意向により、要望等があれば大区画ほ場整備事業を引き続き推進してまいりたいと考えております。

次に、一般質問の1つ目の4)天王大崎地区、昭和白洲野、天神下地区の果樹の振興についてお答え致します。

潟上市の果樹生産農家数は、合併当時の2005年、84世帯、2015年は58世帯となっており、10年間で約3分の2に減少しております。これは、農業センサスの情報であります。やはり佐々木議員がおっしゃるとおり、高齢化の進展や後継者不足といった担い手問題が一因であり、大変深刻な問題ととらえております。この問題を解決するためには、意欲ある果樹生産農家への支援、担い手の確保・育成が必須と考えております。

また、平行して消費側からも一つの対策としまして、若者・子育て世代をターゲットとした果樹に対する食文化の良さを理解していただくための取り組みやPR等、生産面と消費面の両面からこの対策に取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところであります。

現在、天王地区の1名の若き果樹生産農家の方が農業次世代人材投資事業、旧青年就農給付金事業でございしますが、この事業を活用しながら果樹生産農家として頑張っております。

また、昭和地区においては、非農家の方が1名、今年度より2年間の研修を実施しながら果樹生産農家を目指しており、同じく一生懸命頑張っていることから、今後も各支援事業等を活用し、あわせて関連機関と連携を図りながら、生産への取り組み、消費者へのPR、担い手の確保・育成を支援してまいりたいと考えております。

次に、一般質問の1つ目の5)花の町しょうわ並びに花卉メガ団地とサテライト計画

についてお答え致します。

はじめに、佐々木議員のお話にありました花卉生産農家の担い手につきましては、平成24年度から始まりました国の農業次世代人材投資事業の活用者の15人中、約半数の7名の方が花卉部門であるとともに、花卉は潟上市の地域振興作物の一つとしてとらえていることから、花卉生産農家の担い手状況につきましては、非常に喜ばしいことと感じております。

一方、花卉生産農家の生産面ですが、天王地区においては菊を中心として366アールの面積で栽培しており、35の花き生産農家がおります。平成28年度のJAへの出荷実績としまして173万9,000本の出荷実績で1億197万円の生産額となっており、また、昭和・飯田川地区においては、鉢物や花壇用苗を中心として209アールの面積で栽培しており、平成28年度の実績はJAへの出荷実績が11万7,000本の1,329万円の生産額、また、鉢物や花壇用苗など直売による販売額が6,540万円となっております。

花卉栽培は、天候に左右される生産物ではありますが、生産者の熱意と努力により販売額は順調に推移しております。

次に、園芸メガ団地育成事業及びネットワーク型拠点育成事業についてでございます。

秋田県内の7つの園芸メガ団地中、男鹿市地内にある園芸メガ団地にて、現在、潟上市の2名の担い手である花卉生産農家が参加しております。今後も、さらなる園芸作目の生産拡大を図るため、園芸メガ団地育成事業及びネットワーク型園芸拠点育成事業であるサテライトタイプなどに対するPRはもちろん、法人や経営体がこれらの事業の事業認可条件を整えるよう、県・市・農協等が一体となり、その取り組みに支援してまいりたいと考えております。

次に、一般質問の1つ目の6)担い手対策についてお答え致します。

集落営農や担い手経営体の育成などにおける、地域農業の高齢化、後継者・担い手不足といった問題は、農業において一番ウエイトを占める問題ととらえております。現在、本市では、農業の担い手である認定農業者が213名、内農業生産法人が8法人であります。この担い手においても高齢化等で少しずつ減少傾向にあることから、今年度より平成24年度に作成した人・農地プランの見直し作業に取りかかっているところであります。

今年度は意向調査実施後、地域に出向きまして農家の皆様と、これからの5年・10年後の農業について話し合いを行う予定となっております。

また、国が行う担い手対策の直近の動きとしては、農林水産業・食品産業分野での担

い手の減少、高齢化の進行などにより、労働力不足が深刻な問題・課題にとらえ、ICTやロボット技術を活用した新たな農業、いわゆるスマート農業の実現に向け、研究や実証試験を実施しているところであります。

その中には、GPS自動走行システム等による農業機械の自動走行、夜間走行や収穫物の積み下ろしなどの重労働をアシストスーツで軽労化することや、水田においては水管理を遠隔・自動制御化する圃場水管理システムの開発などの実証試験がされているところであります。

このような流れを踏まえ、今後は地域で抱えている問題を個々で対策を考えるのではなく、農家・市・各関連機関が連携し、問題解決に向けて取り組んでいけるようサポートしてまいります。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） 3番佐々木嘉一議員の一般質問の2つ目「市長による政策等形成過程について」お答え致します。

ご質問の1点目、飯田川保健福祉センターの風呂事業についてのご質問であります。政策形成過程のご質問であると思われますので、鴻上市の政策形成過程についてご説明致します。

さきの全員協議会でご協議いただいた飯田川保健福祉センターの風呂事業、防災・健康拠点施設整備事業などの重要な案件につきましては、鴻上市庁内会議の設置及び運営に関する規程に基づき、総務・企画・財政部門で協議を行う「企画調整会議」、それから、市長及び部長職等で組織する「部長会議」での協議を経て庁内の意思決定としております。

ご質問にあります飯田川保健福祉センターの風呂事業に関しましては、さきの全員協議会でご説明しているとおおり、現在の状況を共通認識し、議会と協議しながら、より良い方向性を出していくことが重要であると考えております。

ご質問の2点目「防災健康拠点施設について」お答え致します。

イ) 従来の保健事業との調整はどうかとのご質問であります。総合計画の健康部門の基本目標は「健やかに暮らす 健康福祉都市」であり、目指す方向は「健康寿命の延伸と生活の質の向上を図るため、市民一人ひとりが主体的に取り組むことができる健康づくりの推進」であります。

この施設を整備することで総合計画及び健康かたがみ21に掲げている事業はもちろん、

健康寿命の延伸のため、各種事業を上乗せして実施するものであります。

ロ) 収支計画についての「民間のノウハウとは何か」というご質問であります。 「民間のノウハウ」とは民間企業が持っている経営手法や技術、情報、人材等を活用した管理運営を行うことで、効率性を高めることができることであると認識しております。

地方自治法の規定により、公の施設の管理運営を委託できるのは指定管理者制度だけであり、この制度を活用することにより、質の高い行政サービスを提供できることが最大のメリットであると言われております。

また、優秀な管理者として経営手腕に期待することは何かとのご質問であります。指定管理者の公募にあたっては、この施設で事業実施や維持管理を行うために必要な人員配置を条件づけ、市民サービスの向上や市民ニーズの把握に努めること、職員の資質や能力を向上させるための研修を行うこと等を公募の条件にしたいと考えております。

指定管理者制度を導入することにより、民間企業の持つ優秀な人材を管理運営に生かすことができるとともに、指定管理者がこの施設を活用した自主事業を企画・実施することにより、この施設がより多くの市民の皆様から利用されることを期待するものであります。

次に、一般質問の3つ目「潟上市議会基本条例第8条について」お答え致します。

市議会は、市長とともに市民の直接選挙によって選ばれた議員によりまして構成される機関であります。二元代表制の一翼を担っております。地方自治体の議決機関である議会の役割は、地方分権の時代にあって、ますます重要となっており、それは、市民や市長等と協力して、より積極的にまちづくりを担っていくことでもあります。

潟上市議会基本条例は、そういったご決意のもと、市議会の役割を明らかにするとともに、潟上市議会に関する基本的事項を定められたものであると認識しております。

ご質問の潟上市議会基本条例第8条は「市長による政策等の形成過程の説明」の規定であり、市長が重要な政策等を提案する場合、その政策の正当性や実施方法等について、費用対効果を議会において十分に審査できるよう、市長に説明を求めるという内容であります。我々、執行機関は、重要な政策等を提案する際には、事前の協議が必要と判断した場合は、議会全員協議会を開催させていただき、ご説明してまいりました。これが政策等の形成過程でのご説明に当たるものと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（藤原幸雄） 3番、再質問はありますか。3番佐々木議員。



○3番（佐々木嘉一） 米生産調整が廃止後の政策につきましては、今いろいろありましたが、今までの延長だなど、そのように理解しておりますけれども、今、例えば国全体で735万トンの生産量、秋田県は、ちょっと今忘れたけれども43万か4万トンぐらいということで、それが昨年の実績に基づいた数量だと。つまり、今までの生産調整からいきますと、これは自主流通米としてその分は買い取りますよと。それ以外の米については、例えば備蓄米、まず我々の湖東管内であれば、備蓄米だとか、あるいは飼料米とか、加工米、そういうような形で、そのものが生産調整の43%のいわゆる作付を超える部分がそういう、稲作専用であれば例えば備蓄米、飼料米、加工米を作って、言ってみれば畑作等の転作をやらなかったと、そういうようなことでやっていますけれども、今後もそういう形をとっていくのかと。そういう形をとらざるを得ないと思うんですけれども、例えば飼料米については、国の方では十分な予算確保はできたと言っていますし、それだけに水田農業を米、いわゆる主食以外に転用するとなればそういう対策もありますけれども、潟上市の場合は、飼料米は今年、買い取ったかどうかわからないけれども、飼料米については今までは畜産農家との契約がなければできないということでありましたけれども、JA湖東の場合は今年も飼料米も買い取っているのかなということだけれども、いずれそんなことで今まで従来のいわゆる水田の転作分の米そのものについては、やはり従来と変わりありませんか。

○議長（藤原幸雄） 菅原産業建設部長。

○産業建設部長（菅原靖仁） 再質問にお答えします。

平成30年度からは米の政策は変わるわけですが、今まで支払われていた米の直接支払交付金7,500円はなくなるわけです。であります、水田の利活用の産地交付金等は全部引き続き同じ形態になるということで、飼料米も多分、湖東農協は多分、飼料米は買い取りしなかったとは思いますが、原則としては今までと同じということになると思います。

以上です。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） いずれ生産調整がなくなることによって、それぞれの取り組みが変わってきております。例えば高品質米の取り扱いについても、やはり各県とも優秀な銘柄を指定して、それをやはり作るとか、秋田県でもやっていますけれども、いずれ、かつて食管法の時代ではなかった、生産調整の始まりだったと思いますけれども、天王

町ではササニシキというのが地域でも相当な銘柄米として生産しておりました。ちょうどそのときにJAの倉庫に入っている米を出しなさいと出庫命令が来たときに出さなかったと。ということはなぜかという、当時の出庫しますと、いわゆる倉敷料、いわゆる保管料が足りなくなるというようなことと、それだけにやはり銘柄で作っておりますと、それだけのやはり注目を浴びた時代もあったやに聞いております。そんなことで、やはり市場を見ながらというのは、生産者団体である米の人方は一番よくわかっているけれども、農協だとかそういうことでなくて、行政が手助けをしなければならない部分ではないかなということでお尋ねしたのですが、いずれ今後、今、私先ほど来申し上げましたようなことで、米だけでなく農業振興、その他について、ひとつ十分な振興対策を立てていただきたいということ、まず申し上げたいと思います。

それでは、時間も余りありませんので、2番の言ってみれば市長の政策形成過程ということで、ちょっとこれは3番とのかかわりがありましたので、そのようにやりましたけれども、とにかくこの前、全員協議会ありました。全員協議会で実際は、言ってみれば市長要請の全員協議会だけれども、市長が出した政策ですから、議会の方ではやめれとかこうだというようなことは、ちょっとできないのではないのかなと私はそういうふうに思っておりました。であることによって、政策については常に、言ってみれば政策評価の問題もありますし、例えば自治基本条例第25条で政策評価のことあります。その際の政策評価のサイクルもありますので、そういうことに基づいてちゃんとやるということでもありますし、そのほか前回も質問してありますけれども、実施計画のローリング過程では、ただ調整会議で継続だ、そうだとされれば、十分なその政策の評価というものを踏まえた上で、費用対効果を踏まえた上で、その政策を続けるということではないのかなということで、そんなことからして政策評価と、いわゆる事業、市長の政策形成過程というのは非常に大事なものではないのかなと、私はそんなことをやりますので、ひとつ政策評価をして、いわゆるこれは民間、一般の市民も入れた政策評価をするということになっていますので、それらを立ち上げまして、やはり政策をきちんと見直しをして、やめるものはやめると、やるものはやるというような、そういうメリハリのついた政策を出すべきでないかなと、そんなことでありまして、それは今ここでどうこう言うわけではありませんが、それはシステムをきちんとやはり確立して臨んでいただきたい。議会と市長の共同宣言だと言うけれども、おのずと機関が違います。市長は執行機関、我々は議決機関ですので、それを一緒にして政策を協議されても、ちょっと、全

員協議会そのもののあり方がちょっとおかしいなということで考えていましたので問題を提起したわけであります。もしこれについてありましたらひとつ。

○議長（藤原幸雄） 栗山総務部長。

○総務部長（栗山隆昌） ただいまの再質問にお答え致します。

今お話の件につきましては、事業の行政評価ということについてだと思っておりますが、今、うちの方でも毎年、行政評価という事業を実施しております。民間の方からなります委員の方々に委員会を立ち上げていただきまして、うちの方ではそれぞれの事業について、各部署において振り返りという作業をしております。そして、その中の重要項目につきましては、その委員の皆様にご意見をいただいて、結果については公表しているというところがございますので、おっしゃるとおりこうした事業につきましても、今後その俎上に上っていくということをご理解いただきたいと思います。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、最後3番の議会基本条例第8条についてお伺いします。

午前中、いろいろな方々の一般質問ありまして、広範な事業を市長がどういうふうにも組み立てて存続し、あるいは新しい政策を打ち立てていくかという質問ありました。いずれそのことについては、やはり地方自治体、3万5,000人の自治体でありますけれども、やはり1つの自治体を運営するとなれば、やはりゆりかごから墓場まで様々な施策があります。したがって、何をとりましても、どういう政策がどこにつながっているかということは、みなそれぞれ相関関係がありますので、これは大変なことでもあります。

ただその中で広範な政策、いわゆる施策、あるいは事業、それぞれありますけれども、やはりそれは、その都度やはり8条には7項目にわたって議会が市長の説明を求めるということになっております。そういうことで、あのいわゆる市長、政策形成過程のサイクルをきちんとやっていきますと、やはりその都度政策がきちんと確認され、磨かれ、より良いものになっていくだろうなという感じもしますし、議会としても、やはり政策づくりに参加していると、我々の政策形成過程に参加しているという気持ちにもなりますので、ぜひ8条については、ひとつそういう市長、求めに応じて、やはりそういうような一つの何と言いますか説明する機会をきちんとつくるということのひとつ仕組みとしてつくっていただきたいということですが、実はこの点について、これは議会発議のいわゆる議会基本条例でありましたので、実は前の副市長にこれひとつ具体化してもら

えないかと私個人で話したときに、いや、それは余り知らねというような話でありました。というのは、議会はなぜ、議会は条例を作るけれども施行規則は作れないのでないかと、執行機関でありませぬので、そういうことで、この8条については、ぜひ具体化してくださいということも申し入れたこともありましたが、改めて基本条例ができてから何年もなりますけれども、市長も先ほど来のお話を聞きますと、そういうような面には十分検討するということでもありますので、ひとつ議会とのその協議の中に政策形成過程の求めることに対して、きちんとした協議をしていただきたいということを改めてお願い申し上げたいと思いますが、いかかですか。

○議長（藤原幸雄） 藤原市長。

○市長（藤原一成） ただいまの佐々木議員のお尋ねというか、ご提案ということで承っておりますが、それに対する私の考えを述べさせていただきます。

政策を評価していく、いわゆるP D C Aサイクル、plan-do-check-actionというサイクルを何回も回していくと、それだけブラッシュアップされていくということで、現在は国の方でもかなり進んでおりますし、我が市においても、この間もその評価についての外部の評価委員さんからの答申を承っておりますけれども、そういうのを見ていると、やはりそういうことを、議員さんの目から見ると、まだ完璧ではないにしてもやられているなというようなことは思いました。

今般の佐々木議員のご提案、それからご発言というのは非常に大事でございまして、いわゆる執行権たる市長と、それから議会とはどういう関係にあるべきかということだと思います。執行機関が、その政策を決定する場合のプロセスを、どの程度議会の方にご相談申し上げ、どのタイミングでご相談するのかということにもかかわってこようと思います。これは、私一人が決めるようなことではなく、立派にこの議会の基本条例、そして第8条があるということでございますので、当然、法令遵守、コンプライアンスという観点から、これは市長も縛られるわけですし、この8条にのっとり我々はやっていく、執行側としてはやっていく必要があると。

但し、それに新たな機関を設ける必要があるかどうかというのは、これはご議論でございまして、私は今の現在の議会の中でも、この一般質問やら、それからその委員会質疑等で十分やっていけるのではないかと、それから、あるいはその前の協議会等を開いていけばやれるのではないかとことは思います。ただ、それでもまだ足りない、あるいは不十分だということは、もしあればご指摘いただいて、その段階で我々としてそ

れを受けとめて検討させていただくということだと思っております。ご提案ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（藤原幸雄） 3番佐々木議員。

○3番（佐々木嘉一） どうもありがとうございます。いずれ私は新たな機関を作れとかそういうことじゃなくて、あの条例を具体化することによって、7項目あります。あれをきちんとやはり議会に出しますと、政策のいわば目的、あるいは費用対効果、全部出ますので、そういうことをひとつ協議しながら、議会も政策協議に参加しながら運営していくと。新たな機関を作れということじゃなくて、あの条例を具体化してもらいたいということです。終わります。

○議長（藤原幸雄） これをもって3番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、明日12月8日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集いただきます。

本日は誠にご苦勞様でございました。

---

午後 2時31分 散会

